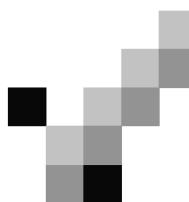


経済価値と保険 ERM

明治大学理工学部 教授 松山 直樹 氏

【司会】 後半の最初のほうでございますが、テーマは「経済価値と保険 ERM」ということで、明治大学理工学部教授の松山さんからよろしくお願ひします。

【松山】 ただいまご紹介にあずかりました、明治大学の松山でございます。2年ほど前までは、よく似た名前の保険会社に所属しておりまして、関連会社に移ったのかと聞かれたこともありますが、資本関係は一切ございません（笑）。私のプレゼンテーションですけれども、震災で中止になった前回の構成ではパネルディスカッションの前にあったかと思います。目的としては、パネルディスカッションに入る前に、基本的な用語や考え方を1回整理しておこうということで、これまでの非常に実際的、実務的なお話とは少し違った視点からご紹介していくこうと思っております。とりあえず、この後に英語の厳しいセッションが控えているそうですので、私のお話のほうは肩の力を抜いて聞いていただけたらと思います。



経済価値と保険 ERM

JARIPフォーラム 2011.5.23
ソルベンシーⅡと保険会社のERM
明治大学大学院 理工学研究科
新領域創造専攻 数理ビジネス系
松山直樹

ERMの枠組み

- ERMの枠組みには様々な提唱があり決定版はない
- 最大公約数的には、金融のERMは「統合リスク管理やALMを包含し、全体性と効率性の追求が強調される内部管理プロセス」

「リスク・ガバナンス」⇒ 全体性、効率性の追求

▽

ERM ⇒ IRM(統合リスク管理) ⇒ 「リスクの分散/吸収・資本政策」
⇒ ALM(資産負債管理) ⇒ 「リスクの市場移転」

まず、このセッションの中でも、耳にタコができるほど、このERMという単語を聞かれていると思うのですが、ERMについては、植村さんの示された図と、ほかの方が示された図が違ったように、いろいろな枠組みがあります。私が知り得る限り、この枠組みが最初に提唱されているのは、COSOの2004年のERMフレームワークではないかと思います。これのきっかけになっているものが、有名な2001年のエンロン事件でございまして、このエン

ロン事件への対応の一つ出てきたものがSOX法で、もう一つが内部管理という面でこのERMのフレームワークです。いずれも、会計という枠組みを中心に据えた議論がされています。これ以外にもERMには、さまざまな提唱がありまして、決定版はないわけですけれども、何となく最大公約数的に言うとすれば、従来言われていた統合リスク管理やALMを内包して、なおかつリスク・ガバナンスとして全体性と効率性の追求が強調されている内部管理のプロセスであるということになろうかと思います。

よく、「ERMとALMはどう違うのですか」「統合リスク管理（IRM）とどう違うのですか」と聞かれるのですけれども、それは非常にもっともな質問だと思います。私自身が今頭の中で描いている絵は、このスライドに書いてあるような感じです。少し前までは、ERMという言葉が出てくるまでは、リスク管理では統合リスク管理という言葉が注目を集めっていました。それより前には、このALMという言葉が注目を集めており、ALMは何らかの形で市場リスクを外部に移転することであると言えることもできるかと思います。統合リスク管理（IRM）は当然このALMを包含しているわけですけれども、さらにこの機能に加えて、リスクの分散や吸収などというものをどのように組み合わせていくのか、さらに資本政策とどうリンクageを持っていくのかという議論がされていたと思います。このように多様なものを含んでいるものがERMですけれども、ERMに特徴的なものは何かといいますと、まさにこの全体性と効率性の追求であろうと思います。

■ ERMのキーワード

■ ERMで特徴的なキーワード

- リスク・アペタイト(⇒リスク許容度)
- リスク・収益の最適化(⇒リスク最小化)
- エコノミック・キャピタル(⇒法定必要資本)

3

そのようなERMのキーワードといっても、これもERMのフレームワークによっていろいろですが、非常に特徴的なものとしましては、ここに書いてあるような単語が出てきます。一つは、従来の枠組みではリスク許容度（リスク・トランクス）という言葉が使われたのですが、それに加えて、リスク・アペタイトですから食欲に注目するように変わっているということです。受け身、我慢するというところから、もう少し能動的なところに視点が移ってきているということです。もう一つは、従来は「リスクの最小化」が、ある種の金融工学的な手法の典型だったのですけれども、それが「リスク・収益の最適化」というような言い方になってきます。それから、これは必ずしもERMだけのキーワードではないのですけれども、近年このエコノミック・キャピタルというところは非常に脚光が当たっていまして、エコノミックという言葉は、必要資本（リスク量）を法定基準で考えるというようなところと差別化する意味で出てきています。

この後、経済価値という話をしますが、それもエコノミック・バリューと言うのですが、ここが少しわかりにくくて、エコノミック・キャピタルと言うときには、これは内部管理で使っているリスクの評価基準というような意味になるのですけれども、エコノミック・バリューはIAISによれば市場整合的なキャッシュフロー価値と定義されます。このエコ

ノミックという言葉づかいのニュアンスが、エコノミック・バリューとエコノミック・キャピタルで少し違っているというところに、時々微妙な誤解が生じる種がありますので、そこは注意しておきたいと思います。

■ ソルベンシーⅡと保険ERM

- ソルベンシーⅡ(Pillar I)
 - ・ 経済価値ベース
 - ・ リスク統合:標準モデル(分散共分散法)／内部モデル
 - ソルベンシーⅡ(Pillar II)
 - ・ ガバナンス
 - ・ ORSA
 - ソルベンシーⅡといえども規制であり、本来内部管理であるERMと別物だが、ERMとの親和性は高い
 - しかし、ソルベンシーⅡ対応でERMが必要というのは本末転倒
- ⇒ ソルベンシーⅡは、ERM実装における基本的で具体的な論点を提供

ここからは前振りを終わりまして本題に入りていきたいと思うのですけれども、このセミナーの表題は「ソルベンシーⅡと保険会社のERM」でした。ご承知のとおりソルベンシーⅡ、これはスリーピラー(3本柱)方式を取っているのですけれども、そのピラーIの中で経済価値ベースで負債を評価し、いろいろな資産・負債のリスクを横断的に評価するということが行われています。その上で、リスクの統合は標準モデルでは、分散・共分散法という、一番簡単な方法を取っています。これに加えて、内部モデルを使うことも認められているというフレームワークです。ピラーIというものが、ある種、従来からある自己資本規制と並ぶようなものだと思います。

もう一つ、ソルベンシーⅡで重要なになってくるものは、ピラーIIのガバナンスの概念です。ERMでも、従来のIRMと差別化するものとして、企業ガバナンスに重点を置いた議論がなされています。それから、ピラーIIでは、これは自分自身によるリスクとソルベンシーのアセスメントということで、ORSAというものが求められています。このようにソルベンシーⅡはERMと同じようなことを求め

ているように見えますが、よく考えますと、そこに違和感があるのです。なぜかといいますと、それは先ほどの植村さんのお話にも出てくるのですけれども、ERMとは本来、自主的なものでなければならないわけです。一方、ソルベンシーⅡというものはいわゆる規制ですね。だから、ここで注意しなければいけないことは、われわれはこれからパネルディスカッションでもソルベンシーⅡと保険ERMの関係について語っていきますけれども、それらは本来独立であるということです。つまり、ERMとは本来、内部管理で自主的なものであるということをまず確認しておきたいと思います。ただ、ソルベンシーⅡはそのようなERMと親和性が高いので、ありがたいというだけのことです。だから、ソルベンシーⅡという規制が入ってくるからERMが必要になりますというのは、ERMのロジックとしてはおかしい。本来、ERMは自主的なもの、ソルベンシーⅡは規制なので強制的なものということです。そこはしっかり区別しておきたいと思います。

では、このセミナーの題名は「ソルベンシーⅡと保険ERM」ということですけれども、僕は、これはこれで非常にいい題名だと思っています。その理由は、このERMを実用化していく場合において、非常に基本的かつ具体的な論点を、このソルベンシーⅡのいろいろな技術的文書が提供してくれているからです。それは組織内部でERMの議論をしていく上での重要な出発点になるだろうと考えております。

■ 保険ERMで考慮すべき保険の特性

- 会計と経済的実態とのギャップの大きさ
 - ・ 特に伝統的な責任準備金評価のギャップ大
 - ・ 会計とは別の価値評価(EV)の自主開示の慣行
- ヘッジを前提としない商品構造
 - ・ このため、商品の原価把握が困難
 - ・ このため、資本依存度の高い事業構造
- 商品の長期性による多期間リスク計測の困難性
 - ・ 一般的なリスク尺度は多期間適用が想定されていない
- 株主と保険契約者のコンフリクトの可能性

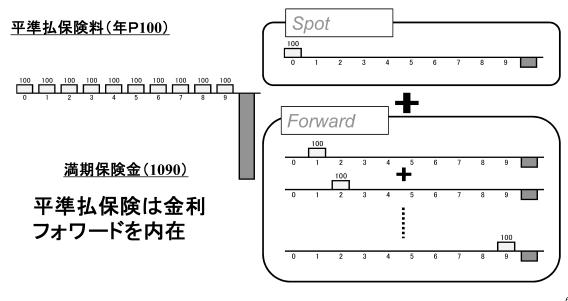
これから保険 ERM で考慮すべき保険の特性という話に入っていきたいと思います。まず、保険 ERM で特に考えていかなければならないこととしては、やはり会計的なものと、経済的なものとの実態のギャップの大きさということだと思います。これは、既にご説明がありましたけれども、損害保険業界よりも、どちらかといいますと生命保険のほうがギャップは巨大ではないかと思っています。そう思う根拠の一つが、エンベディッドバリュー (EV) 開示の習慣です。これは生保固有の習慣で、会社の正式なディスクロージャーである会計の財務諸表だけでなく自主的に EV を開示するということが、かなり標準化する動きになってきています。つまり、会計や、あるいはそれのベースとなった、従来の規制に関して出てきているいろいろな数値というものが、実は経済的実態から外れているということを、EV 開示をする多くの保険会社の経営陣自身が思っているということです。それから、それを見守っているマーケットの人たちやマスコミの人たち、ステークホルダーもやはりそのようなことを理解しているということで、ある意味で現在の会計の限界が公認されているという非常に奇妙な状態になっています。だからこそ、やはり保険 ERM では経済的実態と会計とのギャップの大きさを認識すべきです。あくまで現行会計を前提に置く COSO の枠組みとは違ったものにならざるをえません。

もう一つは、ヘッジを前提としない商品構造です。こちらもやはり特に生保の場合の困難性だと思うのですけれども、商品の原価の把握が非常に困難になってくるということです。つまり、物を作っていくときには必ず原材料費があり、その原材料費にマージンを乗せて物が作られるのですけれども、その原材料費が幾らだったかということが、売った段階では確定していないという状況で商品が販売されています。いい例が、伝統的保険の逆ザヤ問題であり、変額年金の世界でも多くの市場参加者が撤退することになってしまったというような事象があるわけです。ヘッジを前提としないがゆえに、実は非常に資本依存度の高い事業構造になっているということが保険の特徴ではないかと思います。つまり、結構大きな資本を持たないと、なかなかやっていくのが難しいということです。この 2 点は、保険というよりは主に生保の特徴です。

3 点目もそうです。長期性というところも、これも……。でも、これは損保もありますか。損保もそのようなタイプの保険がありますけれども、商品の長期性に関しては、これは非常に技術的な問題として、実は従来言われているリスク計測のやり方では、困難があることがあります。どのような困難かというのは、この後お見せします。このリスクの計測に関しては、既にご承知のとおり、リスク尺度の議論がいろいろ行われていて、コヒーレント・リスク尺度という言葉をお聞きになったことがあると思います。ただ、このようなリスク尺度の概念は基本的に 1 期間の尺度であるので、多期間に適用すると、いろいろ困ったことが起こってきます。多期間にリスク尺度を適用する必要性がなぜ出てくるかというと、商品が長期であるということから、何度も何度も間で決算を挟み、そのたびに破綻の判定を受けるという保険会社の特性によって、この多期間のリスク尺度が必要とされているのだと言えます。

最後は、保険契約者と株主のコンフリクトということで、特に有配当保険を扱っている場合において非常に大きくなってくるのではないかと思います。このあたりについては、コーポレートガバナンスの観点からもいろいろな議論があるようですが、少なくとも、私の知る限り、これに関しては標準的な解が何か得られているとは思えません。

■ 伝統的平準払保険の金利リスクヘッジの難しさ



先ほど申し上げましたように、ヘッジを前提としていないという保険の難しさを示すものとしてよく使われる絵なので、この絵を見たことがあるという人がいるかもしれませんけれども、初めての方のために簡単に説明したいと思います。これは伝統的な平準払い保険、生命保険を考えています。非常に簡単な、養老保険だと思ってください。100円ずつ払って、最後に1,090円の保険金がもらえます。端数があるのは、利息の関係で少し端数があります。このような保険を販売して、では、どのようにしてこの金利リスクをコントロールしようかと考えると、最初に、もらった100円に関してはすぐに、もらってきた100円を市場で投資して、この場合で言いますと、10年の何か割引債のようなものを買えばオーケーですね。ところが、では、1年後、2年後、3年後、4年後の保険料はどうかということになりますと、実は現時点で手元にないのです。現時点で手元にないお金を、現時点で運用利率を保証しているということは、これはなかなか大変なことで、金融

の言葉で言いますと、一種のフォワード契約を結んでいることになります。これが実は何十年前、100年以上前からあったかもしれない伝統的な養老保険に埋め込まれているということです。そのような事実に気がつくと、昔からある保険といいながら、現代の視点からは、結構エキゾチックなことをしているなという感じに見えます。そのような金利フォワードを内在してしまっているという事実が、実はリスクヘッジをとても難しくしているということが言えます。

■ 保険ERMにおける経済価値の必要性

- 「経済価値とは、入手可能な現在の市場価格と整合的のように、あるいは市場に一致する原則や手法・パラメータを用いて導かれる、資産または負債のキャッシュフローの価値である」-IAIS Structure Paper-
- 経済価値(EoV)=最良推定(BE)+リスクマージン(RM)
- 保険ERMにおける経済価値評価の必要性
 - 保険商品の原価把握
 - ALMのためのヘッジ手段と整合的な負債評価

7

そのような流れで、保険ERMにおける経済価値の必要性ということを、改めて強調していきたいと思います。まず経済価値、このセッションでも何人の方が経済価値という言葉を使われまして、ほとんどの皆さんは経済価値という言葉に対して、既に正確な理解をされていると思うのですけれども、改めてここで引用しておきますと、これは元々はIAISのストラクチャーペーパーというものに出てきた概念で「入手可能な現在の市場価格と整合的のように、あるいは市場に一致する原則や手法・パラメータを用いて導かれるキャッシュフローの価値である」ということです。この定義では、キャッシュフローの価値であるということと、市場整合的というところがキーワードになっていると思います。より具体的には、経済価値は最良推定（ベストエスティメート）とリスクマージンの和であらわされます。実を

言いますと、この定義構造は数学出身の学生などには不評で、数式ではなくて言葉で概念が定義されているというところが、数学では非常にまれといいますか、基本的に数学は形式言語の世界ですので、なぜこのような自然言語でこのような大事なことを曖昧に書くのだろうというのが非常に奇妙に感じられます。それに対して、私の理解は、つまり、形式言語で記述できるほど、このアルゴリズムは確立していないのだということです。実は、これを提唱している人たちも内心ではそれを認めているのではないか。これが完全に形式言語で記述されれば、恐らくそれほど苦労なく世間に広まると思うのですけれども、やはりそのような問題が、経済価値というものの根本に内在されていて、それがこのわかりにくい、曖昧な自然言語による定義にあらわれていると思います。

では、保険の ERMにおいて、なぜ経済価値評価が必要なのかということですけれども、これは繰り返しになりますが、一つは、正しい原価を把握する、つまり、どこからか材料を取り寄せてきて、その材料を組み合わせて商品を作るという、そのような当たり前の構造になぞらえることができるということです。その材料を調達する場所というのが市場なので、そこでの価格と整合的にしようということなのです。もう一つの意味は、私のプレゼンではこちらをより強調していきたいのですけれども、要するに ALM というものを行っていくときに、ヘッジ手段と整合的な負債評価をしなければならないということです。これは、6 ページの絵を見ていただいてわかるように、スポットの部分は現物の債券での投資が可能だが、フォワードの部分に関しては、現実にこの部分のリスクを完全にコントロールしようとすると、現在手元にない実物資産でこの金利リスクをコントロールすることはできませんので、この部分は何らかの形で金利デリバティブによらざるを得

得ないのです。スワップなどを使っていかざるを得ないわけですけれども、そのようなことを考えますと、こここの部分の評価というものが、ヘッジ対象として考えているスワップなどと整合的な評価がなさないと、ヘッジと結びついていかないわけです。変額年金のときにも議論があったわけですけれども、変額年金の最低保証の責任準備金をどのような確率測度で評価するか、どのような確率で評価するかという論争がありました。それをいかにリアルなモデルで表現しリスクを評価するかという議論があった一方で、それをマーケットでヘッジすると考えたらどう評価するかという議論がありました。何らかの形でリスクを外部に移転していくと考えるのであれば、それが完全でないにはしても、市場におけるリスクのヘッジ手段と近しい評価の考え方を取らざるを得ません。6 ページの絵の場合で言いますと、市場のイールド・カーブというものを前提としないと、この金利フォワードのリスクはコントロールできませんので、そのような金利の期間構造を用いて保険負債を評価する必要があるということで、それが、経済価値評価の第 1 歩になるのだろうと思います。

■ 内在オプション評価の論点

- MCEV(市場整合的EV)はフリクショナルコストや法人税の扱い等を除いて経済価値と概ね同等の概念
- MCEVでは、金融市場のIVを用いた内在オプション評価が求められる
 - i. 契約者(利差)配当⇒予定利率超過収益受益権コール
 - ii. 解約返戻金保証⇒予定利率保証権プット
⇒金利裁定による金利上昇局面での解約増加を想定
- これらの内在オプションはヘッジ／ALM の対象とみなすべきか？

8

ここから後は少し趣を変えまして、先ほど言いましたように、形式言語でキッチリ書くことができない経済価値の厳しいところを幾つかご紹介していきたいと思います。まず、IAIS などの言っている経

済価値と非常に近く最も計算手法が普及した概念が、このMCEVです。このフォーラムの前回3月11日に花津谷さんから詳しい説明がありましたけれども、このMCEVというものは、簡単に言いますと、フリクショナル・コストや法人税の扱いというところに若干の差異はあるとはいながら、経済価値とおおむね同等の概念であると言えます。このMCEVの中では、保険に内在するオプションというものの評価について、非常にはっきりとしたスタンスが取られています。この内在オプションを考えていくときに、先ほど話に出した変額年金の最低保証というものを対象に考えれば非常に明瞭ですけれども、ここではそのような明示的な内在オプションではなく、默示的な内在オプションについて、議論していきたいと思います。

■ 利差配当は金融オプションか？

- 契約者配当に関しては会計ベースでの還元割合ルールが存在
- 経済的には、伝統的保険の默示的な予定利率保証は一種のゼロコスト・オプションであるべき((注)明示的な保証としてはVA・GMxB)
- 予定利率保証プットの価値(P)が、予定利率超過収益受益権コールの価値(C)の一部／全部放棄で賄えなければゼロコスト・オプションは成立しない($\Rightarrow P < C$ でなければならない！)
- 原資産価格1、行使価格 $1+g$ (予定利率)のプットとコールのparity
 - $P + 1 = C + (1+g) / (1+r)$
 - このとき、 $P < C \Rightarrow g < r$
- 現下の日本の金利環境では「 $g > r$ 」だから、経済合理的には利差配当を定式化できず、契約者にも合理的な期待権があるとは考えにくい
- 利差配当を金融オプションとして扱ってよいか？

まず、代表的なものとして考えられるのは、契約者配当、その中でも運用の利差配当ということだと思います。これは簡単に例えれば、予定利率を超過した収益を受益できる権利、つまり予定利率水準を行使価格とするコールオプションというように定式化することができそうです。一方、伝統的な内在オプションの中で重要なものが解約返戻金保証ですが、これは、この超過収益のコールに対して、予定利率の水準を保証するプットオプションと考えられます。このコールもプットも、いずれも、原資産は一般勘定全体の資産だと考えてください。

ここでは、このような内在オプションがヘッジやALMという行為の対象とみなすべきかどうかということを考えてみたいと思います。日本においてという条件をつけて議論します。最初の論点は、日本における利差配当は金融オプションであるかどうかということです。一般に、契約者配当に関しては、約款の配当種類の規定に加え、剩余の90%以上還元するとか、運用益が予定を超過した場合に支払うというような規定が別途なされており、これをもってコールオプションと見なす根拠とすることはあり得ると思います。しかし、これらの規定には曖昧さがあり厳密には金融オプションのペイオフを規定したことにはなりません。さらに、保険業法55条が適用される場合、契約者配当は一種の劣後性を有するのでさらに金融オプションからは遠ざかったものとなります。また、ソルベンシーⅡのように経済価値を保険契約の移転可能価格と考えた場合、契約者配当方針まで移転すべきものとは考えにくく、保険負債の経済価値評価において他の約定キャッシュフローと同等には扱えません。

それはさておき、ここではもう少し問題を理論的に単純化して、予定利率の保証を提供しているという行為は一体何であるかということを考えたいと思います。先ほど来、明示的、默示的という話をしてきたけれども、変額年金の最低保証を明示的と呼んでいるのは、保険関係費用として保証料をきちんと取っているという意味です。では、伝統的保険の予定利率保証はそのようなものを明示的に取っているかといいますと、そのようなものは取っていません。これは默示的です。そうしますと、何らかの形でこの予定利率保証というものがゼロコストで供給されなければならないわけです。つまり、利率保証を保証料なしにやるには何らかの形でゼロコストオプションの構造が成立していかなければいけません。ゼロコストオプションといいますのは、オプ

ションの買いと売りを組み合わせることによってオプション料をキャンセルするという考え方です。

ここで単純化して、毎年配当なら1年、5年ごと配当なら5年でもいいと思うのですけれども、ヨーロピアンオプションを考えたいと思います。ゼロコストオプションで默示的な利率保証が成立するためには、予定利率保証（プット）の価値が、予定利率超過収益の受益権（コール）の一部または全部で賄えなければならないということです。つまり、不等式で言いますと、プットオプションの価値はコールオプションの価値より小さくなければなりません。なぜかといいますと、保険契約者はこのコールの一部または全部を放棄（保険会社に売却）することで、プットが買えなければいけないからです。ここでヨーロピアンオプションの簡単な公式、プットコールパリティーを思い出してください。今、簡単のために、原資産価格を1と書きました。こう書くと、これがずっとコンスタントに1に見えますけれども、たまたま現在の価値が1というだけで、価値は変動します。原資産とプットオプションを持つということは、コールオプションと行使価格相当の割引債を持つことと一緒にあります。このパリティーの式の意味です。今、 g を予定利率、行使価格を先ほど来た議論に従い $(1+g)$ と書きますと、現時点の割引債の価格はこの行使価格 $(1+g)$ を $(1+r)$ で割ったものになり、このような式

$$1+P=C+(1+g)/(1+r)$$

が成り立ちます。常にこれが成り立つではなくて、このオプション契約の最初のスタート時点において成り立つという式です。よろしいでしょうか。

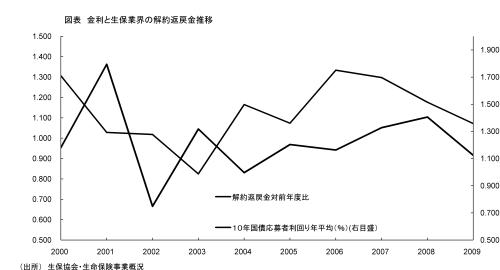
これで、上の議論を思い出します。つまり、默示的な予定利率保証は一種のゼロコストでなければならないということになりますと、 P （プット）価値は C （コール）価値より小さくなければなりません。この不等式 $P < C$ をパリティーの式にいれると r よ

りも g が小さいということになります。これは何かといいますと、予定利率はリスクフリー・レート以下でなければ、実はゼロコストオプションは成立しないということです。細かい議論はいろいろあると思いますが、原理的には、このようなことが成り立っていないと、なかなかエコノミックに予定利率の保証と契約者配当オプションを合理的に共存させることができないわけです。

翻って、日本でどうかということですけれども、現在の日本の金利環境で言いますと、この g が標準利率として 1.5% くらい。 r は幾らでしょうか。1年や5年のホライゾンでは、はるかに g のほうが大きい。つまり保険の販売時点において経済合理的に利率保証+利差配当が共存できない環境にあります。その意味で契約者配当に経済合理的な権利があるとは考えにくいということになります。この場合、契約者配当を支払う行為は債務の履行というよりも保険会社側の政策に基づく任意性が高いものと理解すべきです。

そうはいっても、一種のストレスとして利差配当もコールオプションとみなして資本十分性を保守的に評価することは考えられます。MCEV も株主持分を保守的に評価する趣旨をもつものと思われます。しかし、契約者配当を他の約定キャッシュフローと同等にとらえてヘッジ、ALM の対象としてしまうと、色々な意味で問題が生じます。

■ 解約は金利裁定的か？



もう一つの技術的な論点として、先ほど単純化して一種のプットオプションと見なした解約返戻金保証があります。現実の解約は金融の玄人とはいえない保険契約者の行動なので、金融オプションのように正確な裁定行動に基づくものではありませんが、それでも、解約は金利に対して、ある一定の動きをするはずだという考え方方が根強くあります。金利裁定というものが正しく行われているとすれば、金利上昇局面において解約返戻金が増加するということが言えるはずです。つまり、金利が上昇すると、保険の予定利率が見栄えが悪くなりますから、より高金利の市場金利商品に乗りかえて、そのために解約が増加するというロジックです。これはほとんどの動的解約モデルに入っているロジックではないかと思います。

そこで、実際のデータを取ってみます。実は業界全体のデータというのは非常に限られていますので、余りいいデータではないのかもしれませんけれども、そのあたりはご勘弁いただきまして、手に入るデータで説明を試みてみました。これをグラフにしたのがスライドです。薄いほうの線が解約返戻金の実額で、各年度における解約返戻金の実額の対前年比を取ってきました。黒い線が、10年国債利回りの年平均です。座標が右側で単位は%です。解約返戻金のほうの座標は左側で単位なし（倍）です。これを見ていただきますと、何をかいわんやですが、黒い線と薄い線のグラフの山と谷がはっきりと逆転しているということがおわかりになると思います。例えば2001年は非常に高い解約返戻金の前年比の上昇があったのですけれども、このときに金利はストンと落ちていますね。この後で解約の薄い線が下がっているのは、これは対前年比なので反動ですけれども、その後もう一度上がっているときも金利は下がっています。この期間、目立つ解約返戻金の増加があったケースにおいては大体金利が低下してい

たということで、業界全体としては、金利裁定的な解約行動ということを裏づけられるようなデータにはなっていないということです。ここで、考えられる背景としては、金融危機局面での保険会社の信用不安や景気低迷局面での家計の悪化による解約増であり、これらは金融緩和、金利低下局面に重なりやすいというものです。だからといって、解約は常に金利裁定的ではないと結論することは明らかに軽率だと思います。ただし、現時点において、われわれは解約の金利感応モデルを実証する十分な材料を持っていないということは認識すべきではないかと思います。そのような状況で、解約を金利感応的とみなして、ヘッジやALMの対象とすると問題が生じます。

ソルベンシーⅡにみる経済価値評価の論点

- ハイブリッド資本(劣後債務)評価
- 割引率の非流動性プレミアム
 - ・そもそもCEIOPSは支持していない
 - ・想定社債ポートフォリオの複製困難性(⇒ALMの障害)
- リスクマージン(RM)評価
 - ・資本コスト法($RM=6\% \sum SCR_t (1+r_t)^{-t}$)の客觀性と循環参照問題(RM計算にRMを含む経済価値が必要)
 - ・必要資本(SCR)のリスク尺度(VaR/CTE)の時間整合性の破れ

それから、経済価値評価というものの手本とでもいうべきソルベンシーⅡにおいて、考えておかなければいけない論点が三つほどあると思います。一つは、割引率の流動性プレミアムです。この割引率は、流動性プレミアム以外に、そもそもこれがスワップなのかJGBなのかという議論があります。日本の実際の資産運用の実態を考えれば、私個人は、JGBのほうが親和性が高いと思います。このソルベンシーⅡのQIS5で入ってきた非流動性プレミアムに関しては、元々これはCEIOPS、今は名前が変わってEIOPAになりましたが、ここは支持していないのです。実際、何らかの社債ポートフォリオを

想定していますので、そこがマーケットに連動したダイナミクスを持つということになりますと、特に社債市場が貧弱な日本では複製困難性というALMの問題が出てきます。それから、経済価値評価におけるリスクマージンの問題ですけれども、そこではスイスソルベンシーテスト以来、資本コスト法というものが支配的です。ここでは、この6%という資本コスト率が本当に客観的なのかという問題、それから循環参照問題というものが原理的には発生します。経済価値のリスクマージンの計算にこのSCRが必要なのですけれども、このSCRの計算にリスクマージンを含む経済価値が本来は必要という、そのようなぐるぐる回ってしまうという要素があります。実際の計算では、このリスクマージン計算用の経済価値は、最良推定に置きかえるというような読みかえがされていて、こここの部分に関してはそのような理論的限界があるということです。

■ ハイブリッド資本／経済価値評価の忘れもの

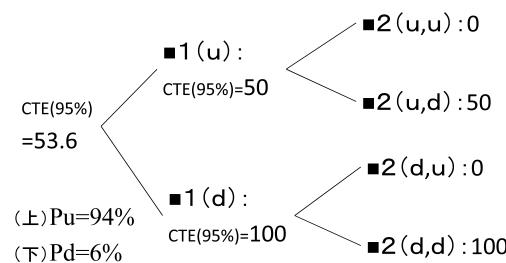
- ハイブリッド資本(劣後債務)の評価は、経済価値ベースのソルベンシーニにおいても、従前の自己資本規制の延長線上で、発行条件に応じて額面基準で階層(Tier)別の資本算入割合を特定
- 一方、ハイブリッド資本(HC)のキャッシュフローは、発行体の変動金利(LIBOR)借入(劣後性のない上級債務(SD))と、発行体のクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)のプロテクション買い(プレミアムを支払いでフォルト時に想定元本を受けとる)のポジションに分解可能: $HC = SD + CDS$
- したがって、ハイブリッド資本の経済価値での資本への貢献はCDSの含み損益にすぎず、額面の一定割合という資本算入は一般には過大評価

ています。これは銀行などと同じです。銀行は、今回のバーゼルの改定で、このハイブリッド資本の参入に関しては非常に厳しいスタンスを取るように変わりました。一方、では、このハイブリッド資本(HC)のキャッシュフローを経済的にみるとどうなるかということですけれども、これは、発行体の変動金利(LIBOR)借入つまり全く劣後性のない上級債務と、発行体のクレジット・デフォルト・スワップつまりCDSのプロテクション買いに分解できるのです。

このCDSはあくまでも自身の、自社のCDSです。したがいまして、この構造において、ハイブリッド資本も経済価値評価してごらんと言われますと、実はCDSのバリューしかないので。ところが、このSDの部分も元本として100%や50%などを入れているというところは、実はエコノミックな評価にはなっていないわけです。私は、ハイブリッド資本のこのような評価がだめだと言っているわけではないです。これがなければ多分、できないことはいろいろ出てくると思います。といいますのは、経済価値の規制といいながら、微妙に非経済的な規制がたくさん残りますから、このような非経済的な評価をどこかに入れてくれないと、多分筋道はつけられないと思います。その意味でこれは不可欠だと思いますけれども、ただ、これをALMにおける経済価値のヘッジに関するリスクの担保として考え出すと、わけがわからなくなるということを申し上げておきたいと思います。

もう一つは、このハイブリッド資本、劣後債務をどのように評価するかというところで、これは余り議論されていないのですけれども、実は経済価値評価という全体のトレンドの中で忘れられている場所ということになるかと思います。ハイブリッド資本の評価というものは、ソルベンシーニでもどこのTierに入るかという問題は別として、発行条件に応じた額面基準で計算されています。つまり、額面の100%、50%、80%などというルールで入れられ

リスク評価の時間整合性の破れ: CTE(95%)の破綻確率は6%?



13

それからリスク尺度の時間整合性の問題。これはかなりテクニカルな話です。この例は CTE、代表的なコヒーレントメジャーですけれども、この 95 パーセンタイルで責任準備金を評価します。最終的なキャッシュフローは、0、50、0、100 あるとすると、この現在価値は CTE で 53.6 です。これは、お暇な方は後で計算していただければいいと思うのですけれども、この 53.6 で責任準備金を積みます。そのときにチーフアクチュアリーは経営陣に対して、当社の破綻確率は 5% 以下になるよう 53.6 の責任準備金を積みましたと言います。ところが、この枠組みの中では、この 1(d) というノードに行ったときに 100 の責任準備金が必要ですから、不足するということはあらかじめわかっています。では、この 1(d) に行く確率は幾らかとしますと 6% ですね。つまり、5% 以下の破綻確率で 53.6 積んだといいながら、実は 6% の確率で 100 必要だということを知っている。リスク計測の時間整合性が取れてないということから、そのような信頼区間の制御に関して非常にとんちんかんなことをしてしまう可能性があるというわけです。これは目で見ていれば必ず防げるのですが、この後申し上げたいことですけれども、工学的な最適化のフレームワークにこれを突っ込んでしまうと、このような厄介な問題を避けて通れないかもしないというリスクがあります。

ERMに到達目標はあるか?

- S&Pは格付けの評価項目として2005年にERMを追加
- S&Pの保険会社「ERMの段階別評価」における最上級評価(Excellent)の定義
 - i. 事前に定めた許容範囲内で、リスク・エクスプロージャーおよび損失を一貫した方法で極めて厳格に特定・測定・管理する能力があること
 - ii. リスク調整後利益の最適化を実践していることが一貫して実証されていること
 - iii. リスクとリスク管理が経営陣の意思決定において常に重要な検討項目となっていること
- しかし結果は…

14

時間を超過しかかっていますけれども、次に、ERM にゴールがあるのかという点を議論してみたいと思います。金融庁も検査マニュアルに ERM のめざすべき姿を書いてくれたわけですけれども、世の中的に一番明瞭なゴールというのは、やはり格付会社の評価項目、評価基準ではないかと思います。これは 2005 年に S&P が保険会社の格付けに ERM の評価項目を追加していくて、ERM の段階別評価というクライテリアを作っています。これは同じことをムーディーズもしています。ちなみに、この評価基準で、エクセレントという最上級評価を受けるためには、リスク調整後利益の最適化を実施している必要があります。このリスク調整後利益に注目しているところは、まさに ERM 的です。リスクと利益というものを両方とも見るというところは、優れて ERM 的です。ただ、問題は、この最適化というところをどのように理解するかです。

ERMに到達目標はあるか?

- 2008年金融危機ではS&PからERMで最上級評価を受けた金融グループ(保険業を含む)でペイロアウトが発生
- この後、最上級評価(Excellent)に新たに付加された定義
 - i. 最先端のリスクコントロール手法が一貫して適用され、効果的に実行されていること
 - ii. 常に新技術を取り入れながら環境変化に適合させること
- リスク管理の進歩に終りがない(今は不完全)という認識が前提
- 一方で、今のリスク評価手法が不完全という認識があるときに、リスク調整後利益の工学的な最適化は合理的か?
- また、リスク調整後利益の利益は経済価値(増減)で認識されるべき

15

これを見て少し心配だなと思っていますと、やはり心配な出来事が実現しまして、ERMで最上級評価を受けていたヨーロッパの金融グループでペイルアウト（公的資金の支援）が発生したのです。これを受けて、実はこのクライテリアも変更になっていきます。どのように変わったかといいますと、先ほどのリスク調整後利益の最適化は変わっていないのですけれども「最先端のリスクコントロール手法が一貫して適用され、効果的に実行されていること」という文言が入っています。このようなことが本当にできるのかということはよくわからないのですけれども、要するに経験を踏まえてS&Pが明らかにしたスタンスは、リスク管理の進捗に終わりがないということです。常に現在は不完全であるということを彼らも認めざるを得なかったということです。問題は、そうなりますと、現在残ったままのこのリスク調整後収益の最適化というものをどのようにとらえるかということになります。これは工学的な最適化とみなしていいのかどうかということです。ただ、現在のクライテリアで、一貫して実証するということは、これは多分計量的にしなければいけないと思うので、このような工学的な最適化を意図しているように見えます。しかし、これまで見てきたようにリスクの計測が不完全な状況で工学的に最適化すると変なことが起こる可能性があることは、明らかではないかと思います。

■ まとめ

- 保険ERMにおいては経済価値評価が不可欠
- ただし、経済価値評価においてはモデルリスクが不可避であり、絶対的な評価方法は存在しない
- このため、経済価値は目的による使い分けが必要
- また、ERMで強調されることの多い「リスク／収益の最適化」を単純な工学的意味で捉えることは危険
- ERMでは、モデルの限界を常に意識しながら、モデルを活用して判断し学習していくこと、モデルを不断に改良していく姿勢が求められる

最後に、いろいろ申し上げてきましたけれども、まず一つ、ERMにとって経済価値評価は不可欠です。ただし、経済価値評価で見えていない部分もあります。これは大事なことですけれども、経済価値評価は市場整合的な評価ですから、必ずしも現時点において市場が見ていないリスクについては経済価値には入りません。例えば少し前の東京電力の株価は今の10倍ぐらいあったわけですね。それが、原発のリスクを認識した途端にそこまで減価したわけです。つまり、市場は常に完全ではないということです。そうしますと、市場整合性ということをしているものも、実は漏れているリスクはたくさんあるということです。また、方法論としましても、先ほど申し上げていますように、ハイブリッド資本の評価方法が少し違う、あるいは、多期間のときのリスク尺度の時間整合性の問題など、いろいろあるわけですね。そのようなことを考えますと、実は絶対的な評価方法というものはないのだということです。さらに、経済価値を何の目的に使うかということですけれども、例えばALM目的に使うときに、先ほど説明しましたように、配当をコールオプションとして評価する、あるいは解約を金利オプションとして評価するなどということをしていいのかというところは、経営判断の重要な部分です。経済価値には使い分けが要ると思います。僕は、MCEV用の経済価値と、ALM用の経済価値は違ってきてもいいと思うのです。むしろそのほうが正常だと思います。その上に立って、やはり経済価値というものの限界を認識しながら、モデルを活用して試行錯誤していくということです。もっと言いますと、経済価値評価自体のやり方に絶対的方法がないということが経済価値評価の本質であって、そこからは逃げることができません。ERMの根本は、やはりみずからビジネスのリスクを経済価値的にどのように評価するのかということを真剣に考えるところか

ら出発しますので、ソルベンシーⅡにこのように書いてある、あるいはMCEV基準でこうだからというところに全部ゆだねてしまっては、ある意味ERMの本旨に反すると考えています。少し時間超過しましたが、以上でございます。

【司会】 松山さん、どうもありがとうございました。